

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 岐阜市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.1%
全職員	73.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.3%
本庁課長相当職	96.1%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	99.3%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.4%
31～35年	96.0%
26～30年	90.3%
21～25年	81.5%
16～20年	85.3%
11～15年	80.9%
6～10年	88.4%
1～5年	88.0%

#### 【説明欄】

会計年度任用職員が全職員の約3割を占めており、その約7割が女性職員であることから全職員の給与の差異に表れている。

また、扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者である男性に支給している場合が多く、令和6年度末時点における各手当受給者に占める男性の割合は、扶養手当が88.7%、住居手当が63.0%である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。